

**公益信託 西川種子交通遺児育英基金
令和2年度奨学生募集要項**

1. 応募できる者

兵庫県内に居住し、かつ令和2年4月に兵庫県内の高等学校に進学する交通遺児で、次に該当する者。

- (1) 学業・人物とも良好である者。
- (2) 経済的理由により就学困難である者。
- (3) 原則として、中学校在学中に、他の給付型且つ交通遺児限定の奨学金の給付を受けていない者。なお、高校入学後の他の奨学金受給を妨げるものではない。

2. 奨学金の額等

- (1) ①奨学金 月額 15,000円（年額180,000円）
 ②入学準備金 100,000円（入学後、4月に給付予定）
- (2) 奨学金の給付期間は、原則として、高校に入学した月から正規の最短修業年限の終期までとする。
- (3) 奨学金は、原則として4月、10月の一定日に6ヶ月分を合わせて、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

※この奨学金は原則として返還の義務はありません。

3. 本年度採用予定人数

10名程度

4. 応募の手続き

奨学生に応募するものは、次に掲げる申請書類を在籍中学校長経由当基金に提出する。なお、在籍中学校長は、奨学生として適当と認めた場合、下記書類とともに「奨学生推薦書」を当基金下記9.の事務局宛提出する。

- (1) 公益信託西川種子交通遺児育英基金奨学金願書
- (2) 申請者の保護者が交通事故を原因として死亡したことを証する書類
 例：事故証明書（写）・死亡証明書（写）・死亡診断書（写）
- (3) 保護者の所得証明書（無収入の場合非課税証明書）または源泉徴収票写し等
- (4) 最終学年の成績表（調査書等）の写し

5. 応募期限 令和2年1月21日（火） 必着

6. 選考及び決定

- (1) 当基金は、4. により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り奨学生を内定し、3月中旬に学校長経由本人に通知する。
- (2) 内定を受けた生徒は高等学校へ入学後、速やかに在学証明書を当基金へ提出する。その提出を以って正式決定とする。

7. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、成績証明書および進級後の在学証明書（卒業時は卒業証明書）を当基金に提出しなければならない。

8. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は、直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 休学、停学、復学、転学、又は退学しようとするとき。
- (2) 本人・親権者の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

なお、上記の場合、奨学金の給付停止、打ち切り等を行うことがある。

9. 関係書類の郵送先及び照会先

＜公益信託 西川種子交通遺児育英基金 事務局＞

〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

三菱 UFJ 信託銀行リテール受託業務部

公益信託課 西川種子交通遺児育英基金担当

TEL 0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日 9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

FAX 03-5328-0586

メール koueki_post@tr.mufg.jp